

(別紙1)

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び五泉市から調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、五泉市移住・就業等支援事業地方就職支援金交付要綱第7条の規定に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) (在学中に交通費を申請する場合)
申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) (在学中に交通費を申請する場合)
申請日から1年以内に五泉市に転入しなかった場合：全額
(ただし、申請時に既に五泉市に住民票がある場合を除く。)
 - (4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合：全額
(ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。)
 - (5) 五泉市への転入日から3年未満で五泉市から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満に五泉市から転出した場合：全額
 - (6) 五泉市への転入日から3年以上5年以内に五泉市から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に五泉市から転出した場合：半額

地方就職支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び五泉市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、新潟県及び五泉市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び五泉市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、新潟県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。